

あおもりイクボスアワード実施要綱

平成30年8月22日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、あおもりイクボスアワードの実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「イクボス」とは、職場で共に働く部下やスタッフのワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しんでいる県内勤務の経営者・管理職をいうものとする。

(目的)

第3条 あおもりイクボスアワードは、イクボスによる優れた取組を顕彰し、その職場モデルを広く周知することによって、県内企業等において、経営者・管理職がイクボスとしての取組を実践し、ワーク・ライフ・バランスの実現を可能にする職場環境づくりを推進するものである。

(対象)

第4条 県内企業・団体等又は県外企業・団体等の県内事業所（支店、部門・部署、課等の単位でも可）におけるイクボスとその取組による優れたモデルとなるエピソードを選定し賞を授与する。

(審査基準)

第5条 別記様式に記載されたエピソードについて、以下の観点から審査する。

- (1) 部下の仕事と家庭の両立について配慮されているか。
- (2) 部下を尊重して、育成しているか。
- (3) 上司と部下の関係性や職場環境などについて、広く共感できる内容か。
- (4) 一過性でなく、継続的に取り組まれているか、又は継続的に取組可能な内容か。

2 審査にあたっては、必要に応じ訪問等による聞き取り調査を行う。

(応募手続き)

第6条 応募者は、県内企業・団体等又は県外企業・団体等の県内事務所に勤務する者とする。

2 応募は、あおもりイクボスアワード応募用紙（別記様式）により行うものとする。

(受賞エピソードの決定)

第7条 受賞エピソードは、書類審査及び訪問調査等を経て、別に定める選考委員会で決定する。

(授賞)

第8条 この授賞は、知事の表彰状及び記念品を授与して行う。

(授賞に関する事務)

第9条 この授賞に関する事務は、青少年・男女共同参画課が行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月22日から施行する。

(別記様式)

あおもりイクボスアワード応募用紙

年 月 日

青森県知事 殿

郵便番号
所在地
企業等名
応募者氏名

あおもりイクボスアワード実施要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり応募します。

記

1 エピソード内容

部下のワーク・ライフ・バランスと仕事での活躍を応援するイクボスの厳しくも心温まるエピソードやあなたの職場のイクボスの取組により職場がこんなふうになったエピソード等、イクボスにまつわる職場の素敵なエピソードを具体的に御記入ください。(エピソードにまつわる参考資料等があれば添付してください。)

※選考にあたっては、電話や面談等により、記載内容について確認させていただくことがあります。
※御記入いただいた個人情報は、本事業実施にのみ使用し、それ以外の目的では使用しません。
※ご紹介いただいた内容等については、表彰式やイクボスの取組推進に関する事業の中で、活用させていただきます。

2 職場の情報

エピソードの元となった職場の情報を記入してください。

所属名は会社、支店、部、課など、イクボスのいる職場の規模に応じて記入してください。

所属名		所属の 職員数	名
-----	--	------------	---

3 イクボスの情報

エピソードの元となったイクボスの情報を記入してください。

ふりがな		性別		役職	
お名前					

4 応募者連絡先

電 話		F A X	
メール			